

千葉県ウクライナ避難民生活支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによる軍事侵攻により、ウクライナからの避難を余儀なくされた者の市内における生活を支援するため、予算の範囲内において交付する千葉県ウクライナ避難民生活支援金（以下「生活支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(避難民)

第2条 生活支援金の交付の対象となるウクライナからの避難民（以下「避難民」という。）は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降に戦禍を逃れるために、ウクライナから出国し、令和4年2月24日以降に日本へ入国したウクライナ国籍を有する者とする。

(交付対象者)

第3条 生活支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、前条の軍事侵攻以後の日から第5条に規定する交付申請のあった日までの間に、本市の住民基本台帳に記録された避難民又は記録される見込みである避難民であって、同日において本市に居住の実態がある又は居住の見込みのあるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が支援の対象とすることが不相当と認めた場合には、この要綱に基づく支援の対象としない。

(生活支援金の額等)

第4条 生活支援金の額は、交付対象者1人につき5万円とする。

2 生活支援金の交付は、交付対象者1人につき1回に限るものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(交付申請)

第5条 生活支援金の交付を受けようとする避難民（以下「申請者」という。）は、令和5年3月31日までに、「千葉県ウクライナ避難民生活支援金交付申請書兼請求書」（様式第1号）に別表に定める添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を確認の上、生活支援金の交付の可否を決定し、「千葉県ウクライナ避難民生活支援金交付決定通知書」（様式第2号）又は「千葉県ウクライナ避難民生活支援金不交付決定通知書」（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付等)

第7条 市長は、前条の規定により生活支援金の交付の決定を受けた者に対し、生活支援金を交付するものとする。なお、現金での交付の場合は、「千葉県ウクライナ避難民生活支援金受領証明書」(様式第4号)に申請者が署名し、現金を受け取るものとする。

(交付の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により生活支援金の交付を受けたときは、生活支援金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

2 市長は、前項の規定により、生活支援金の交付決定を取り消したときは、「千葉県ウクライナ避難民生活支援金交付決定取消通知書」(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(生活支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により生活支援金の交付の決定を取り消した場合において、すでに生活支援金が交付されているときは、期限を定めて、「千葉県ウクライナ避難民生活支援金返還請求通知書」(様式第6号)により、その返還を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により生活支援金の返還を請求した結果、期限までに返還されなかったときは、延滞金を納付させるものとする。

3 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例(昭和39年千葉県条例第34号)の規定の例による。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、生活支援金の交付に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

別表 (第5条関係)

添付書類	1 パスポート又は国籍及び出入国の記録の分かる書類の写し 2 在留カードの写し
------	--